

滑川市	地籍調査	滑川市田中新町
砺波市	地籍調査	砺波市庄川町庄上壇、下壇 三谷貫正寺、谷内、天谷、赤坂
小矢部市	地籍調査	小矢部市矢波、屋波牧
南砺市	地籍調査	南砺市小来栖、下梨、荒木町
上市町	地籍調査	中新川郡上市町大坪、法音寺、横法音寺、 稗田、三日市、湯上野
立山町	地籍調査	中新川郡立山町長倉、釜ヶ淵

2 調査期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

富山県告示第224号

土地収用法による事業の認定について

土地収用法（昭和26年法律第 219号。以下「法」という。）第20条の規定により次のとおり事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により告示する。

令和6年5月17日

富山県知事 新 田 八 朗

1 起業者の名称

黒部市

2 事業の種類

黒部市おおしまパークゴルフ場移設事業及びこれに伴う農業用道路付け替え工事

3 起業地

(1) 収用の部分

黒部市石田地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判

断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、黒部市石田地内の土地を起業地とする黒部市おおしまパークゴルフ場移設事業及びこれに伴う農業用道路付け替え工事（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、黒部市おおしまパークゴルフ場移設事業（以下「本体事業」という。）は、黒部市が設置する黒部市おおしまパークゴルフ場（以下「パークゴルフ場」という。）を移設する事業であり、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う農業用道路の付け替え工事は、土地改良区が設置する農業用道路を移設する事業であり、同条第5号に掲げる土地改良区が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者である黒部市は、本件事業の施行に必要な予算措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

パークゴルフ場は、平成20年の供用開始以来、市民が安全で快適にスポーツにふれる施設として市内外から年間約4万人の利用者が訪れており、富山県内に12ある日本パークゴルフ協会の公認コースの中でもホール数、コース総延長は2番目、面積は3番目の施設規模であり、数少ない通年利用が可能なコースであることなどから、年間を通して各種大会が開催されている公共施設である。

パークゴルフ場の約400m南東には、黒部市を横断する県道魚津生地入善線が通っているが、本県が施行する主要地方道魚津生地入善線道路整備事業（以下「道路整備事業」という。）によって新たに道路が整備されることとなった。道路整備事業は、港湾道路の一部として、魚津市東町地内から黒部

市石田地内において、二級河川片貝川に新橋を架けるバイパス道路を整備するものであり、道路ネットワークを強化することで、観光拠点の連携、産業、経済活動の促進を図るとともに、幅員が狭く、人家が連坦し、歩道も整備されていない現道を港湾道路に転換することで、沿道地域の交通安全の向上を図るものである。道路整備事業を実施するために、パークゴルフ場の施設面積のうち 8,540㎡が道路整備事業用地となることに加え、現在のコースが分断されることとなるため、パークゴルフ場の現状の機能を維持しえなくなった。

そこで、既存コース等に移設し、パークゴルフ場に必要となる施設面積（ $A=48,160\text{m}^2$ ）及びコース総延長（ $L=2,343\text{m}$ ）（以下「必要施設面積等」という。）を確保することとした。

本件事業の完成により、市民生活の充実や市外からの来訪者による観光交流の活性化が期待でき、第2次黒部市総合振興計画基本構想（平成29年策定）におけるまちづくりの基本方針のひとつである「豊かな心と生きがいを育み、人が輝くまちづくり」の実現に寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律81号）及び富山県環境影響評価条例（平成11年富山県条例第38号）により環境影響評価が義務づけられた事業には該当しないが、本件事業の施行に当たっては、低騒音型・排出ガス対策型機械を使用し、地域住民への生活環境に十分配慮することとしている。

また、起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における周知の埋蔵文化財及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のための特別の措置を講ずべき動植物はいずれも確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、必要施設面積等を確保することや「日本パークゴルフ協会公認コース認定規定（H23. 2. 24）」、「日本パークゴルフ協会パークゴルフ設置基準（H23. 2. 24）」の基準を満たすコースとすること、1コースは9ホールとし、現況と同様に大会の円滑な運営のために9ホールは連続するものとするを条件として、パークゴルフ場に隣接する4箇所の中から、社会性・経済性・周辺環境への影響等により比較検討のうえ、最も妥当な候補地が選定されており、その選定は適切なものと認められる。

以上から、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

4(3)アで述べたように、道路整備事業によりパークゴルフ場の機能の一部が失われることから、本件事業の実施により機能の維持を図る必要がある。

また、令和5年10月には黒部市パークゴルフ協会から本件事業の早期実施を要望する要望書が提出されている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲はすべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

黒部市役所

富山県告示第225号

自衛官候補生の募集期間について

令和6年度における自衛官候補生（男女）の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第118条の規定により告示する。

令和6年5月17日

富山県知事 新 田 八 朗

募集種目	募集期間
自衛官候補生（男女）	年間を通じて受付

富山県告示第226号

自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称等について

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条及び第118条の規定により、自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称等を次のとおり定めたので告示する。

令和6年5月17日

富山県知事 新 田 八 朗

1 募集種目

自衛官候補生（男女）

2 試験期日

- (1) 在宅のまま受験できるWeb試験（筆記試験、適性検査）

令和6年6月2日（日）～令和6年6月4日（火）

入札説明書による。

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 委託業務の実施場所

富山県内

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3の規定により、富山県公安委員会に認定された者であること。

3 入札に参加する資格の確認

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、入札に参加する資格の確認を受けなければならない。資料を提出しない者又は入札に参加する資格がないと認められた者は、入札に参加できない。
- (2) 資料は次のとおりとする。
富山県知事からの物品等競争入札参加資格者決定通知書の写し
- (3) 資料の提出期間
令和6年5月18日から同年5月24日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。ただし、競争入札参加資格審査を現に申請している者にあつては、前記(2)の資料は、入札書提出時とする。
- (4) 資料の提出場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部交通部交通企画課庶務係

電話076-441-2211

(5) 資料の提出方法

直接持参すること。

(6) 入札参加資格の確認の結果

入札参加資格の確認の結果は、令和6年5月27日までに申請者に通知する。

なお、提出した資料等に関し、契約を担当する職員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(7) 入札参加資格がないと通知された者に対する理由の説明

前記(6)により入札参加資格がないと通知された者は、その理由について説明を求めることができる。この場合、説明を求める旨を記載した書面を前記(4)の提出場所へ令和6年5月28日までに提出しなければならない。

回答は、令和6年5月29日までに文書で行う。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部交通部交通企画課庶務係

電話076-441-2211

(2) 入札説明書の交付方法

令和6年5月18日から同年5月23日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において交付する。

(3) 入札書の提出期限

令和6年5月30日 午後2時

(4) 入札書の提出方法

直接持参すること。

5 開札の日時及び場所

(1) 開札の日時

令和6年5月30日 午後2時

(2) 開札の場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部9階 901会議室

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した競争入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、受託に要する一切の費用を見積もるものとする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、前記3の資料等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した業務を遂行できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

(2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和6年5月17日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

スギ薬局小杉店、マルサムバラエティセンター富山店 富山市小杉2008番 外30筆

2 店舗を設置する者 株式会社北陸不動産コンサルタント

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社まるまん 代表取締役 浅生 貴広 富山市奥田寿町17の13

(変更後) 株式会社北陸不動産コンサルタント 代表取締役 諸田 直仁 射水市中村 312番地 1

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 大阪屋ショップ小杉店、生活センターサムホーム小杉店 富山市小杉2008番外29筆

(変更後) スギ薬局小杉店、マルサムバラエティセンター富山店 富山市小杉2008番 外30筆

4 変更の日 令和6年5月2日

5 上記3の変更に係るもの以外の事項

(1) 店舗において小売業を行う者 株式会社スギ薬局、マルサム株式会社

(2) 店舗面積の合計 1,975㎡

(3) 店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の位置及び収容台数 建物東側／84台
- イ 駐輪場の位置及び収容台数 建物東側1箇所、南側2箇所／37台
- ウ 荷さばき施設の位置及び面積 建物南西側2箇所／42.0m²
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物南西側1箇所／21.0m³

(4) 店舗の施設の運営方法に関する事項

- ア 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時及び午後10時 ほか
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分～午後10時30分
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 8箇所／敷地東側 ほか
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時～午後10時 ほか

6 届出の日 令和6年5月1日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和6年5月17日から令和6年9月17日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は

特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

令和6年5月17日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 借入物品等の名称及び数量

富山県庁情報通信網（庁内LAN）ノート型パソコン 940台

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和6年12月1日から令和11年11月30日（60箇月）

(4) 借入場所

仕様書のとおり

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和6年富山県告示第165号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和6年富山県告示第165号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を5(2)の提出期限までに、提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合

は、これに応じなければならない。

4 電子入札の実施

- (1) 競争参加資格確認申請書及び入札書等の提出は、とやま電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

ただし、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して提出を行うことができない者は、書面による提出を行うことができる。

- (2) 電子入札システムにより提出する書類は、締切時間を指定した場合を除き、富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後8時までに送信すること。

また、持参又は郵送により提出する書類は、締切時間を指定した場合を除き、休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。）に出納局総務会計課に必着すること。

- (3) 入札手続きに係る提出場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

5 競争参加資格確認申請書及び入札説明書等

- (1) 競争参加資格確認申請書及び入札説明書に定める書類の提出方法
電子入札システムを使用して提出すること。

なお、書面で提出しようとする者は、提出期限までに持参又は郵送により、4(3)へ提出すること。また、この場合において郵送によるときは、書留郵便等発送の記録が残る方法とし、提出期限までに必着とすること。

- (2) 競争参加資格確認申請書及び入札説明書等に定める書類の提出期限
公告の日から令和6年6月4日（火）午後5時15分まで

- (3) 入札説明書等の配布

令和6年5月17日（金）から令和6年5月28日（火）までの間（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、4(3)の場所において希望者に無料で交付するほか、富山県入札情報サービスシステ

ム（下記URL）の「入札公告情報」に公開する。

<https://toyama.efftis.jp/ebid01/PPI/Public/PPUBC00100>

(4) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和6年5月22日（水）午前10時00分

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県庁入札室（本館1階）

6 入札・開札の日時

(1) 入札書の提出方法

5(1)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和6年6月18日（火）午前8時30分から令和6年6月19日（水）午後4時まで

ただし、提出締切の前日までは午前8時30分から午後8時（紙入札者の入札書の提出は午後5時15分）まで

(3) 開札日時

令和6年6月20日（木）午前10時00分より

入札は電子入札システムで実施し、入札者は開札に立ち会うことはできないこととする。

なお、再入札を実施する場合、翌営業日の同じ時間に開札を実施する。

7 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の1箇月分の賃借料の金額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

免除とする。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該同価の入札について電子くじにより、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再入札をする。再入札における入札書の提出期間及び開札日時は入札説明書による。
- (4) 再入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとする。再入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

11 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be obtained:
Notebook Computer, 950 set
- (2) Time limit of tender: By 4:00 p.m. 19 June 2024.
- (3) Contact point for notification:
General Affairs, Accounting and Property Management Division

